

特定個人情報保護評価部会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則（平成17年千葉市規則第29号）第2条第1項の規定に基づき、千葉市長から諮問された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価の調査審議のため、千葉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に特定個人情報保護評価部会（以下「部会」という。）を置く。

(組織)

第2条 部会は、審議会の委員3人をもって組織する。

2 部会は、審議会の会長並びに審議会の会長が指名する個人情報の保護に関する学識経験を持つ審議会の委員及び情報システムに知見を有する審議会の委員で構成する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の調査権限)

第3条 部会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者等の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 部会の会議は、原則として公開しない。

(議事録の作成等)

第5条 部会の議事録は、原則として公開するものとする。ただし、公開にあたっては、当該議事録から千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条各号に規定する不開示情報が記載されている部分を除くものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月31日から施行する。